

平成 31 年度 河川利用推進支援事業

応 募 要 項

平成 30 年 12 月

一般社団法人 北部九州河川利用協会

〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣三丁目 8 番 8 号

TEL : (0942) 34-6733 FAX : (0942) 32-6977

I. 目的

一般社団法人北部九州河川利用協会は、河川の愛護、高度利用及び河川環境の整備並びに水災害の防止に関する事業の円滑な推進を支援し、もって、河川の利用推進、整備又は保全の実施により、地域社会の健全な発展と安全の増進に寄与することを目的として活動しています。

この趣旨に沿う住民団体等の各種活動に対して、平成 31 年度支援事業を公募します。

今年度から児童・生徒の課外活動に対しても支援の対象とします。

II. 支援対象事業

北部九州四県（福岡県、佐賀県、熊本県、大分県）の一級水系及びそれに準じる河川及びその関係地域で行われる次のような活動を支援します。

- (1) 上下流交流等流域連携的な取組み
- (2) 水利用（水循環含む）に関する広域的な取組み
- (3) 河川で活動する次世代（NPO、住民団体等の組織運営の後継者）の育成につながる取組み
- (4) 水環境の保全につながる取組み
- (5) 河川を利活用した地域活性化の取組み
- (6) 学校（小・中学校、高校）が行う河川に関わる課外活動
- (7) 河川愛護普及啓発につながる取組み
- (8) 河川に関わる広報活動
- (9) 小規模な河川利活用施設整備事業
- (10) 水防災（「災害学習会」など）につながる取組み
- (11) 被災地の活性化につながる取組み
- (12) その他（上記以外の河川に関わる活動や事業）

III. 支援方法

1. 応募資格

本事業の適用対象となる事業者は、次に掲げる要件に該当する個人や団体等（以下、「団体等」という。）とします。

- (1) 公益事業の実施・推進に寄与する活動を行っていること。
 - (2) 非営利団体であること。
 - (3) 河川に関わる課外活動を行っている学校（小・中学生、高校生）
- また、次に掲げる事項は、原則として支援の対象としないものとします。

- (1) 特定の政治活動、宗教活動を目的とする事業。
- (2) 参加費等の事業収入で事業経費が賄える事業。
- (3) 国、地方公共団体等の行政機関及び、大学等の研究機関が実施する事業。

2. 支援金額

支援金額は、単年度で 50 万円程度を基本としますが、流域連携的な広域的な取組み等については、必要に応じて「北部九州河川利用基金運営委員会」（以下、「委員会」という）の承認を得て支援額を変更します。

3. 支援期間

支援期間は、原則として単年度(平成31年4月1日～平成32年3月31日)とします。

4. 支援内容

支援内容は、事業に直接必要な次の経費であって、常勤的職員の人件費及び飲食費、パソコン・カメラ等の機器の新規購入費は含みません。

①企画立案料 ②賃貸料・損料 ③運営経費 ④講師謝金 ⑤教材費 ⑥機材料費 ⑦交通費 ⑧通信運搬費 ⑨印刷製本費 ⑩事務管理費 ⑪調査費 ⑫広報費 ⑬保険料

IV. 審査・決定及び通知

1. 運営委員会

事業の決定は、協会が委嘱した学識経験者等からなる委員会において書類審査によって行います。

2. 審査基準について

採・否の審査は別表により行います。

支援額は計画の妥当性(金額、内容、期間、効果)等により行います。

3. 審査結果の通知

事業の選考結果は、申請者に文書により通知します。

なお、選考に関わるお問い合わせは、事前・事後に関わらず一切応じられませんのでご了承ください。

V. 支援金の交付・額の決定

1. 支援事業費の交付

支援事業費の交付は請求に基づき完成払いを原則とします。

2. 支援事業費の確定

申請者からの報告書提出後、当協会が提出された実績報告の内容審査、並びに収支決算書等の調査等を行い、交付すべき支援事業費の額を確定し、支援対象事業者に通知します。

3. 支援の変更及び取消し

提出期限までに報告書未提出の場合、提出された成果が申請に対し不十分な場合、支援事業費の使途が申請時と異なる場合などには、支援の取り消しや減額を行うことがあります。

VI. 報告

支援事業が終了したときは、その成果及び支出の概要を事業終了後30日以内(但し、3月に実施した事業については3月31日までに)に、所定の様式(様式第5号から第7号)により報告してください。

VII. 申請手続

1. 申請方法

当協会所定の申請書に必要事項を記入の上、添付資料とともに申請者が郵送または持参してください。（申請書は当協会ホームページ www.nriver.jp からダウンロードできません。）

- ① 河川利用推進支援事業費交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体等の概要（様式第4号）

2. 申請提出期限及び提出部数

- (1) 平成31年1月31日（木）17時まで必着のこと（郵送の場合は同日）
- (2) 申請書1部、並びに電子データ（CD-ROM）1部を提出してください。

3. 申請書提出先及び問い合わせ先

申請書の提出及び問い合わせについては下記へ行ってください。

（一社）北部九州河川利用協会 公益事業事務局（担当：泊 耕一（とまり こういち））
〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣三丁目8番8号
TEL：(0942)34-6733 FAX：(0942)32-6977

4. 注意事項

- (1) 申請書は郵送または持参により受け付けます。期限後到着となったもの、FAX、電子メールでの申請は受け付けません。
- (2) 一度提出いただいた申請書の差し替えや不足分の追加については一切応じられませんので、応募の際には十分ご注意ください。初めての方は事前にご相談下さい。
- (3) 採否の結果が出るまでは、常に連絡がとれるよう、連絡先変更については当協会事務所まで逐次ご連絡ください。
- (4) 選考に関わるお問い合わせは、事前・事後に関わらず一切応じられませんのでご了承願います。

- (5) ご提出いただいた申請書・添付資料等は返却いたしかねます。また、申請書・添付資料を公表する場合があります。あらかじめご承知おきください。
- (6) 申請者が団体の場合、申請書の内容は、提出される団体の意志決定機関等での承認が得られていることが必要です。

5. 個人情報のお取り扱いについて

- (1) 申請書にご記入いただきました個人情報は、当支援事業の運営管理の目的にのみ利用させていただきます。
- (2) ご記入いただきました個人情報は、必要なセキュリティ対策を講じ、厳重に管理いたします。
- (3) ご記入いただきました個人情報は、協会が責任をもって廃棄いたします。
- (4) ご記入いただきました個人情報の管理について、当支援事業の管理運営業務のため、協会が個人情報保護に関する覚書を締結した外部事業者に委託する場合があります。

VIII. 成果の公表・発表等

1. 当協会が年度末に支援事業の成果報告会を開催しますので、必ず参加し、成果の報告をしてください。
2. 成果は特に定めない限り支援を受けた団体等に帰属しますが、当協会はその成果について、一般の方の閲覧を許可するとともに、当協会のホームページなどで公表できるものとしします。
3. 支援事業の実施及び結果を公表するときは、その旨(方法、内容等)報告してください。
4. 支援対象事業者が成果を各種発表会、報告会、学術誌、雑誌等に発表する場合は、当協会の支援を受けた旨を明記してください。
5. 支援対象事業者が環境美化活動、広報活動等の事業を実施する場合は、チラシ・ポスター・現地での看板等対外的によくみえるところに当協会の支援を受けた旨を明記してください。

別表 支援事業の審査基準

審査基準は以下のとおりです。

審査項目	審査基準
公益性	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する事業であること
有効性	目的や内容等が社会情勢に適合していること
	公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すために支援する事業であること
発展普及性	団体の活動の発展が図られ、成果の広がりが期待できること
	今後も継続した取り組みが期待できること
協働性	地域・市民をつなぐ取り組みであること
効果性	効果が広くいきわたり、特定の者の利益に供することがないこと
	児童・生徒の学びや地域の活性化につながるものであること
費用の妥当性	スケジュールや予算の積算が妥当であること
その他	継続して実施すること妥当であること（継続案件のみ）